

第3回島原市庁舎整備懇話会

新庁舎の機能について

1. 市民にとって利便性の高い、開かれた庁舎 ... 2P
 - (1) ワンストップ行政サービスの導入のために必要と思われる機能
 - (2) 市民協働や市民交流の活性化のために必要と思われる機能
2. 防災拠点としての庁舎 ... 5P
 - (1) 災害等への安全・安心を確保するために必要と思われる機能
3. 人や自然に優しい庁舎 ... 7P
 - (1) 誰にでも利用しやすい庁舎を目指すために必要と思われる機能
 - (2) 環境と健康に配慮した庁舎を目指すために必要と思われる機能
4. 情報拠点としての庁舎 ... 12P
 - (1) 高度情報化社会に対応するために必要と思われる機能
 - (2) 情報の提供・発信機能が充実のために必要と思われる機能

平成22年2月

島原市

新庁舎がまちづくりに果たす役割

★中心市街地の活性化への寄与

中心市街地の活性化を目的に、新庁舎を中心施設として商店街をはじめとする中心市街地の活性化をめざす。

★島原市らしい街なみ景観への調和

地域に育んだ歴史、風土、文化を生かし個性的で美しいまちづくりを進めるために、お城などの周辺建物との調和、緑化の活用等により、街なみ景観に配慮した庁舎をめざす。

★地域開発の先導的施設

地域の活性化対策とともに、行政の業務能率や利用者の利便性の向上のため、先導的施設として庁舎を中心とした新たな地域開発をめざす。

新庁舎が持つべき機能については、様々な機能が考えられるが今回は「市民にとって利便性の高い、開かれた庁舎」、「防災拠点としての庁舎」、「人や自然に優しい庁舎」、「情報拠点としての庁舎」の4点からどのような機能が望ましいのか検討を行うものとする。

1. 市民にとって利便性の高い、開かれた庁舎

新庁舎は、行政拠点・防災拠点としての役割に加え、本市のシンボル的な建物として、市民に身近で開かれた庁舎でなければならない。

そこで、市民が気軽に市役所を訪れ、より親しみやすさを持てるような空間づくりを実現する。また、一層の利便性を実現し、誰もが使いやすい庁舎とともに、IT（情報通信技術）を活用した新機能などの側面から、市民と行政が多様な接点を持つよう十分に配慮する。

(1) ワンストップ行政サービスの導入のために必要と思われる機能

市民が一箇所の窓口でさまざまな相談や手続きができる総合窓口を実現するとともに、本庁と支所等との適切な役割分担と連携を図ることにより、市としてのワンストップ行政サービスを実現する。

①市民がさまざまな相談・手続きができる一元化された窓口の実現

- ・市民の利用が多い窓口については1階に配置する。
- ・各種手続きや相談がスムーズに行なえるよう、関連する窓口をできるだけまとめて配置する。
- ・市民が複数の窓口に出向く必要がないようにできるだけ配慮する。

②ワンストップ行政サービスの支援機能の充実

- ・総合案内を玄関ホールに設置するとともに、行政サービスや窓口情報などがわかりやすい案内板を各入口等に設ける。
- ・総合案内及び案内板は、来庁者がわかりやすい場所に設置

する。

- ・ 窓口に訪れる来庁者に配慮し、十分な待合空間を確保するとともにを授乳、託児の為のスペースを設ける。
- ・ プライバシーに配慮した個室型の相談スペースを配置する。
- ・ 市民がセルフ・サービスによって申請・手続や情報が入手できる機器等を設置する。

(2) 市民協働や市民交流の活性化のために必要と思われる機能

今後、市民生活にかかわる諸課題について市民と行政とが「協働」して考え、市民がまちづくり活動に積極的に参加する自主的、自発的な取り組みが増えている。

そのため、新庁舎には、市民がまちづくり活動へ参加しやすくなるための機能やまちづくり活動の情報を発信する機能が必要である。

①市民との協働空間の確保

- ・ 行政と市民との話し合いの場、ワークショップのためのスペースなど市民同士、市民と職員が気軽にコミュニケーションをとれるようなスペースを確保する。
- ・ 市民交流スペースは、市民と行政が協働できるさまざまな規模のスペースから構成し、電子機器、通信機器の使用が可能なオープンスペースとする。
- ・ 市民協働空間は、夜間や休日の利用も前提に、セキュリティも含め、平常時と異なる空間管理ができるよう配慮する。

②市民交流、市民活動の場の確保

- ・ イベント開催のためのスペースの確保を検討する。
- ・ 誰もが利用可能な食堂・喫茶室の設置を検討する。(チャレンジショップ、福祉団体等の入店)
- ・ 市民が利用できる談話・休憩スペースを設ける。
- ・ 温泉や湧水を使った憩いの場を設ける。(観光客へのPRとしても活用)

2. 防災拠点としての庁舎

新庁舎においては、災害時には市民の生命と財産を守るために中枢的防災拠点の役割を果たす必要があるため、十分な耐震強度を備え、災害によりライフラインが途絶えた場合でも、庁舎機能を維持できるための機能が必要と思われる。

(1) 災害等への安全・安心を確保するために必要と思われる機能

本庁舎は、災害発生時には災害対策本部を設置し、情報の収集・連絡、自衛隊への災害派遣要請、地域住民の避難誘導などの初動・応急対策はもちろん、復旧・復興対策に至るまで防災拠点として極めて重要な役割を担うため、次のような機能を持つことが必要と思われる。

① 耐震性能の確保

- ・ 現庁舎の最大の問題点である地震に対する危険性をふまえ、新庁舎は、震度6強規模の地震にも対応できるよう、免震構造などの検討を行って、十分な耐震性能を備えた施設とする。
- ・ 室内の機器・備品が地震の振動により転倒あるいは機能停止しないよう配慮する。

② 災害時に迅速に対応できる災害復興拠点機能の整備

- ・ 災害時の状況を即座に把握できる機器を備え、災害対策会議等を行うことができる災害対策本部室や災害待機室を設置するなど、災害時に必要となる施設の整備を検討する。

- ・ 非常用発電機、応急給水槽、無線通信設備など災害時に必要な機能を整備する。
- ・ 常備の備蓄倉庫のほか、災害発生時に備蓄倉庫機能に転用できるスペースを確保する。
- ・ 災害対策のための情報収集、指令発信機能は、情報管理の面から十分なセキュリティを確保する。
- ・ 庁舎敷地内に災害発生時に避難等にも使える機能を持つ広場空間を整備する。
- ・ 消防車が庁舎建物のあらゆる方角からもアクセスできる建物配置とする。

③バックアップ機能の整備

- ・ 災害等の不測の事態に備え、ITシステムや電気設備等のバックアップ機能を整備する。
- ・ 災害時に必要な電力が確保できるよう自家発電システムを備えるとともに、雨水や湧水の活用可能なシステムを導入することにより、災害時における防災拠点としての役割を果たす。

3. 人や自然に優しい庁舎

庁舎は、不特定多数の方が利用される施設であるため、バリアフリー やユニバーサルデザインを取り入れたあらゆる人にとって利用しやすい 建物である必要があります。また、省エネルギー・システムの導入や自然 エネルギーを活用した自然に優しい庁舎を目指します。

ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（普遍的な、全体の）」という意味 すべての人のためのデザイン」を意味しており、年齢や障害の有無などにかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにデザインすること

バリアフリー：「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）、」という意味で、 として元々あるものを取り除いて、生活しやすいように改善すること

フロアマネージャーへ寄せられた現本庁舎への意見（参考）

- エレベーターを設置して欲しい。
- 駐車場が狭い。
- 課の配置が分かりにくい。
- 休憩するスペースが欲しい。
- トイレが汚い。
- 喫煙室に入りにくい。
- 入り口等の段差でつまずく。

(1) 誰でも利用しやすい庁舎を目指すために必要と思われる機能

新庁舎の空間・設備の整備にあたっては、高齢者や妊婦、こども連れ、障害者、外国人など、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインを徹底し、市民の意見もふまえながら、誰もがわかりやすく使いやすい庁舎を実現する。

① わかりやすく、使いやすい空間・設備の整備

- ・ 各窓口、各部署や市民利用空間等の施設・設備をわかりやすく配置するとともに、利用者が移動しやすいよう連続性を持たせる。
- ・ 庁舎内のバリアフリー化を徹底する。
- ・ カウンターを設置する場合は、ローカウンターを原則とする。
- ・ 高齢者や妊婦、こども連れ、障害者などの方が幅広く利用できる多機能トイレは、十分な数を確保し、市民利用が多い低層階はゆとりのあるトイレベースを設置する。
- ・ エレベーターは、誰でも利用しやすいよう、配置、大きさ、案内に配慮する。
- ・ 子ども連れや乳児を連れた市民が安心して来庁できるよう、窓口や市民利用施設の近くにを託児所及び授乳室を設置する。
- ・ 公共交通機関の利用促進のため、庁舎敷地と隣接してバス、タクシー等の乗降場を設置する。

②わかりやすい案内表示の設置

- ・市民・来庁者動線に応じた適切な案内誘導を行う。
- ・わかりやすい内容・表示と見つけやすい位置への案内表示を掲示するとともに、ユニバーサルデザインの観点によりISO等の基準に準じた案内用図記号(ピクトグラム)を用いる。
- ・外国人の来庁者への案内に配慮する。
- ・全ての入口や階段ロビー等に案内図を配置する。
- ・トイレやエレベーター内に災害発生を知らせる緊急サインやランプなどを設置し、聴覚障害者の方に対応できるようにする。
- ・案内窓口への筆談ボードの配置、音声誘導装置や案内人の配置など、聴覚・視覚障害者の案内・コミュニケーションに配慮する。



出典：交通エコロジー・モビリティ財団

③総合的なセキュリティの確保

- ・ 庁舎・執務空間等への不審者の侵入防止に配慮した方策を講じる。
- ・ 庁舎内にあるさまざまな行政情報の保護、個人情報の保護という観点、また防犯上の観点から、場所によってアクセスを許容するレベルを変える等、多面的なセキュリティ確保に配慮した空間と機能を実現する。

(2) 環境と健康に配慮した庁舎を目指すために必要と思われる機能

新庁舎では省エネルギーシステムの導入、自然エネルギーの活用を進め、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを重視するとともに、湧水の街島原の自然環境を意識した庁舎とする。

また、庁舎内の来庁者や職員の健康に配慮した空間計画と建築素材の使用に配慮することが望ましい。

①省エネルギーの実現

- ・ 省エネルギーの実現のため、可能性や効率性を勘案した上で、断熱素材の採用、自然採光や自然エネルギーの活用、環境負荷の低い熱源の導入などを検討し、導入を図る。

②循環型システムの実現

- ・ ごみ分別等により、再利用、再資源化による取り組みを一層進める。
- ・ 雨水や地下水の活用について考慮する。

- ・ 庁舎内で発生する生ごみの堆肥化などを行う循環システムの導入を検討する。

③建設時の環境への配慮

- ・ 環境配慮材料、リサイクルが容易な材料、環境負荷の少ない材料の採用を進める。
- ・ 建設発生材の抑制・再利用を進める。

④周辺環境に配慮した緑環境の創出

- ・ 敷地内には、植栽などによる緑空間を創出し、周辺環境との調和を図り、環境負荷の軽減にも役立てる。
- ・ 屋上緑化の可能性について検討する。
- ・ 隣接する道路等に、植栽や緩衝緑地を設ける。
- ・ 温泉や湧水を利用した島原らしい緑空間について検討する。

⑤健康に配慮した施設の実現

- ・ 自然採光、通風、緑の配置などに配慮し、健康の維持に資する空間と環境を実現する。
- ・ 来庁者ならびに職員の健康に配慮した建築材料を採用する。
- ・ 喫煙スペースを設ける場合は、非喫煙者の健康に配慮し、完全分煙を実施する。
- ・ 来庁者等の急な疾病にも対応できるような機能を検討する。

4. 情報拠点としての庁舎

新庁舎は、市民への行政情報の発信地として、また、地域の情報化推進の核としての機能を備え、市民が必要としている地域情報や行政情報等を容易に入手できる機能があることが望ましいと思われる。

(1) 高度情報化社会に対応するために必要と思われる機能

電子自治体システムの導入など、21世紀型社会に対応でき、市民の情報を守ることができる機能を備えた庁舎を実現する。

- ・ 電子自治体の実現と将来的な技術革新に備え、最新のIT対応を実現するとともに、情報弱者にも配慮する。
- ・ 床は原則としてOAフロア化するなど、IT機器、電話器等どの場所でも使用可能となるような間取りとする。
- ・ 職員が扱う電子データ等は、個人情報や機密情報を含んでおり、これらの情報の漏洩、電子データへのアクセスの防止等を徹底するため、十分なセキュリティシステムを導入する。

(2) 情報の提供・発信機能の充実のために必要と思われる機能

行政が行っている活動を十分に伝えることは行政サービスの最も基本的な役割である。これからは、市民協働や市民交流活動を支えるための基礎的なサービスとして情報提供サービスを位置づけることも重要なとなる。合わせて、島原市の特色を生かした情報発信の場を整備する。

①市民・行政・議会が情報共有できる基盤の整備

- ・ 行政情報、議会情報を提供する機能を充実させ、利用しや

すい低層階に設置する。市民協働・市民交流空間との一体性ないしは近接性に配慮する。

- ・情報公開室の充実を図り、市民が必要とする情報を得やすい環境を作る。(コピー機の設置、IT端末の設置、議会情報等閲覧可能なスペースの確保等)
- ・公文書館的な行政資料室を設置し、歴史的価値の高い古い行政資料を保存・公開する。
- ・議会の傍聴席は、市民が利用しやすいよう配慮する。
- ・議会中継を行うための放送設備の充実
- ・情報掲示板は市民に見やすいもので、市民にも利用可能なものとする。

②障害者の方々・外国人の方々などへの配慮

- ・手続きや相談などの応対にあたっては、音と文字表示による呼び出しなど、多様な情報提供手段を用意する。
- ・日本語に不慣れな外国人の来庁者に配慮し、英語等の多言語による情報提供を行う。

③島原市の特色を生かした情報の発信

- ・島原市の歴史・文化・産業など地域の特色を生かした情報を発信できるコーナーを整備する。
- ・マスコミなどへの情報提供にも配慮した機能を設ける。
- ・市の特産品展示コーナーの拡充
- ・観光案内所の開設(ボランティアガイドの常駐等)